

別表(要綱第6条関係)

事業区分		助成金の積算基準	助成金の額	摘要
(1)必須事業	集落内での見守り・声かけ活動を行う事業	①一世帯あたり 250円 ②一人あたり 100円	①と②の合計額とする。ただし、20,000円を超えるときは20,000円とする。	
(2)選択事業	ア 見守り・声かけ・支え合い帯の編成事業	定額を支給	5,000円	
	イ 集落内における地域福祉マップ作成・更新事業	定額を支給	2,000円	マップ作成に係る費用は町が支給する。
	ウ 福祉についての理解を深めるための研修会等の開催事業	1回あたり1,000円	8,000円を上限とする。	一回あたりの参加者数の要件:8名以上若しくは、区域内住民の3分の1以上の者

(注)2つ以上の事業を同日(一体的)に実施し、参加者も同一の場合は、いずれか高い額の助成額の事業のみ助成する。